

公益社団法人広島消費者協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人広島消費者協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を広島市中区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）に規定する消費者団体の役割に基づき、消費者の代弁者としての役割を果たすとともに、消費生活に関する情報の収集、提供及び監視、消費者に対する啓発及び教育等を行政及び事業者との連携の中で実施することにより、消費者の権利が確保され、消費者が自立した消費生活を送ることができるよう、健全な経済社会の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 消費生活改善合理化のための知識習得及び啓発・教育
- (2) 消費経済及び消費者の生活状況に関する調査研究及び監視
- (3) 消費者問題についての情報資料の収集及び提供
- (4) 関係業界・業者、関係行政機関及び関係教育機関等との交流・連携
- (5) 商品に関する研究、検査及び監視
- (6) 協会活動の研究及び推進
- (7) 消費生活相談活動の推進
- (8) 関係行政機関、関係団体、関係教育機関等からの事業受託
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業（収益事業を含む。）

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会の会員は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会の議決をもって推薦された者

2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする

(会員資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込み、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、協会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 協会は、特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を著しく傷付け、又は協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会費を2年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、正当な理由がない限り返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種別)

第13条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。ただし、必要がある場合には、臨時総会を開催することができる。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し開催理由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 4 総会を招集するには、総会の1週間前（前項第3号に掲げる事項を定めた場合は、2週間前）までに会員に対して前項各号に掲げる事項を通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情がある場合は、当該総会に出席した正会員の中から議長を選出することができる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

- 第18条 総会における決議の方法は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行うものとする。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令により定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理及び書面決議)

- 第19条 総会に出席しない正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権の行使を委任することができる。この場合において、当該正会員は、総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。
- 2 総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、正会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
 - 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 理事のうち、2名以内を副会長とすることができる。
 - 4 理事のうち、1名を常務理事とすることができる。
 - 5 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。ただし、常務理事を置かない場合は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。

- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上行われる理事会に職務執行の状況報告をしなければならない。
- 5 理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員が、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員登記等)

- 第26条 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。
- 2 理事、監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(報酬等)

- 第27条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に支給の基準を定める。

第6章 理事会

(設置及び構成)

- 第28条 協会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会は、毎年3回開催する。ただし、必要がある場合には、臨時の理事会を開催することができる。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知をしなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名押印をしなければならない。

第7章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第34条 協会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めようえ選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、協会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第8章 資産及び会計

(事業年度及び基本財産)

第35条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産について、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 5 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、別に定める事業振興基金規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項に規定する書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長は、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号に掲げる書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までに掲げる書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(計算書類等の備え置き)

第38条 協会は、前条の規定により報告された書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得

財産残額を算定し、前条第4号に掲げる書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 協会は、総会の決議その他法令で定められた理由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 協会が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1か月以内に、総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第44条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局長及び職員の事務分掌、給与等については、理事会の議決を経て、会長が定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 協会の公告は、電子公告により行う。

第12章 雑 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の会長は中原律子、副会長は川本季子及び徳田洋子、理事は近藤和明、石田幸子、木下則子、寺岡菊恵、原公子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(施行期日)

- 4 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和6年5月27日から施行する。